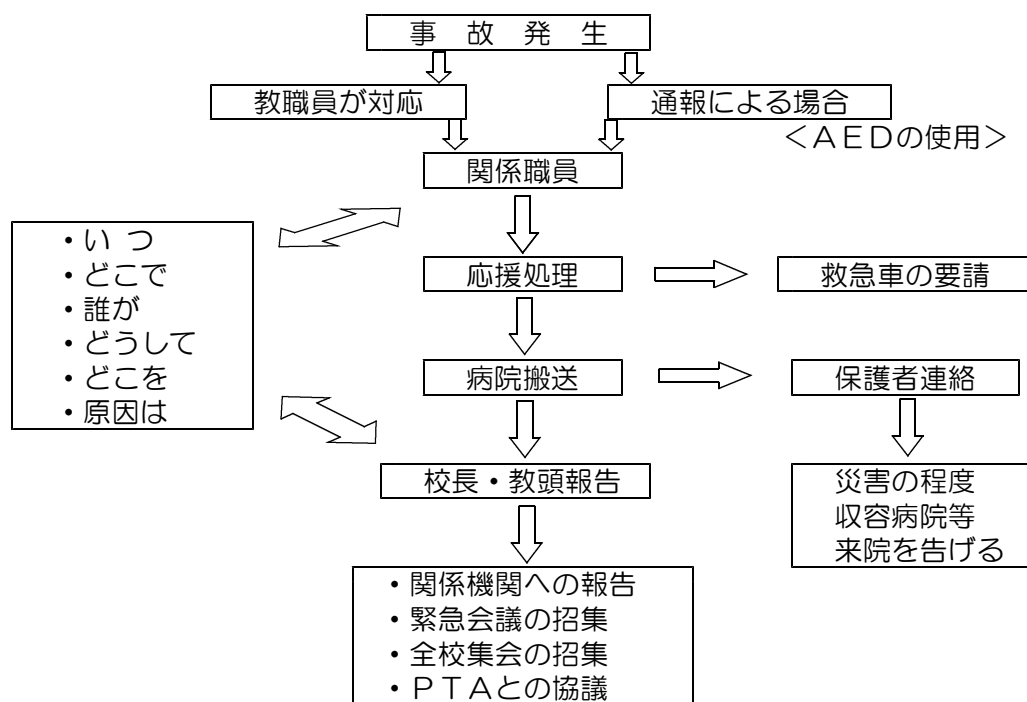


令和7年度

危機管理マニュアル

北海道白老東高等学校

1 事故発生時の対応



＜ポイント＞

- 1 生徒の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対応と迅速・正確な連絡・通報

★ 教師の対応

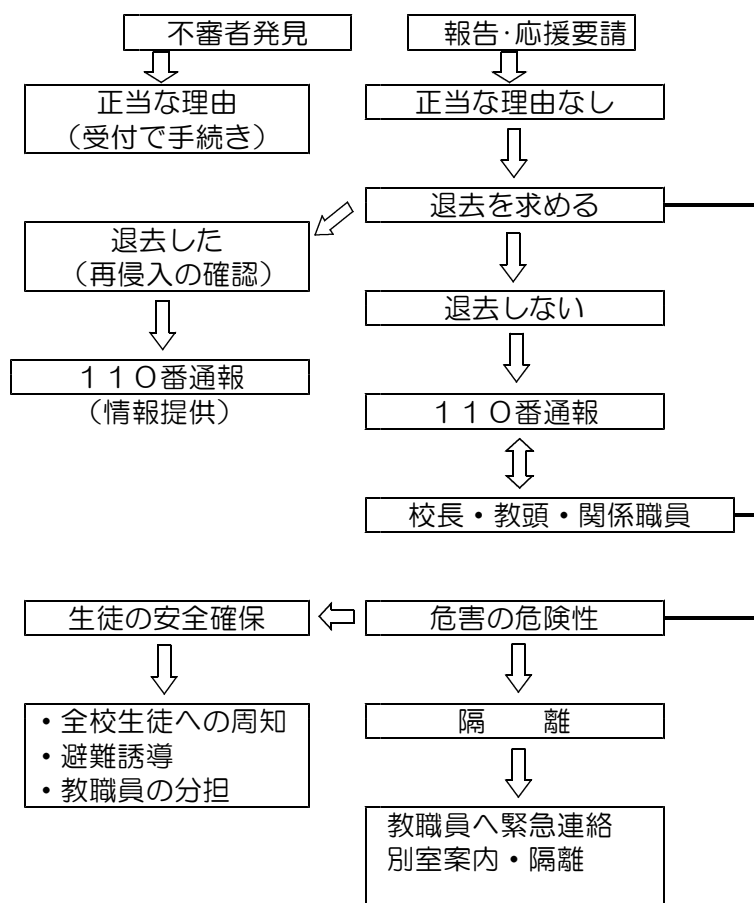
- ① 事故者に精神的な安定を与える
- ② 実施可能な応急処置を行う
- ③ 他の職員の応援を求める
- ④ 判断・処置は細心の注意を払い速やかに行う
- ⑤ 保護者に渡すまで付き添いの看護にあたる

★ 学校の対応

- ① 緊急対策組織で処理にあたる（事故の内容）
（校長・教頭が責任者となる）
- ② 救急車の要請
- ③ 他の生徒への指導・指示
- ④ 事故生徒・保護者への誠意ある対応

白老町消防本部	0144-83-1119
苫小牧警察署	0144-35-0110
白老交番	0144-82-2029
苫小牧保健所	0144-34-4168
白老町立病院	0144-82-2181
藤田内科クリニック	0144-82-1211
白老駅	0144-82-2024
苫小牧駅	0144-33-7589
道南バス(苫小牧営業所)	0144-57-5151

2 不審者侵入の対応



＜ポイント＞

- 1 不審者の発見（事例）
 - ・施設内外を不自然に徘徊
 - ・長時間駐車している車両がある
 - ・不自然な場所で望遠鏡やカメラ・ビデオの撮影
- 2 不審者の情報共有 ～管理者に報告
 - ・人数・男女の別・人相・着衣・特徴
 - ・不審な状況 ・判断がつかないときも報告
- 3 不審者への声かけ～言動に注意、
 - ・刺激しない冷静な不審者対応
- 4 生徒の安全確保、避難誘導、生命維持最優先
- 5 適切な対処と迅速・正確な連絡・通報
- 6 不審者が立ち去ったとき
 - ・逃走方向・逃走手段 ・不審者の特徴 ・不審行動の内容

＜緊急時＞ 警察：110

（相談・情報提供 苫小牧警察：35-0110）

＜内 線＞ 校長：10 教頭：20 事務長：11

＜関係機関＞ 胆振教育局 高等学校教育指導班

0143-24-9895

3 弾道ミサイル発射時の対応

★ 国民保護ポータルサイトの避難行動をとること。

1 Jアラートが鳴った場合

① 屋外にいる場合

- ・できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
- ・建物がいない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

② 屋内にいる場合

- ・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

2 近くにミサイルが落下した場合

① 屋外にいる場合

- ・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

② 屋内にいる場合

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

★ 学校の対応（生徒への指示等）

① 登校時間帯前の場合

- ・臨時休業等の措置を検討する。

② 登校時間帯の場合

- ・各自、避難行動をとる。
- ・公共交通機関を利用中は乗務員等の指示に基づく行動をとる。

③ 生徒が学校等で活動している場合（授業・部活動等）

- ・ドアや窓はすべて閉めて、ドア、壁、窓ガラスから離れ座らせる。
- ・グラウンド等、校舎外にいる生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

④ 下校直前の場合

- ・下校を一時中断し、校舎内に待機させる。

⑤ 下校時間帯の場合

- ・各自避難行動をとる。
- ・公共交通機関を利用中は乗務員等の指示に基づく行動をとる。

⑥ 避難行動等を解除する場合の判断

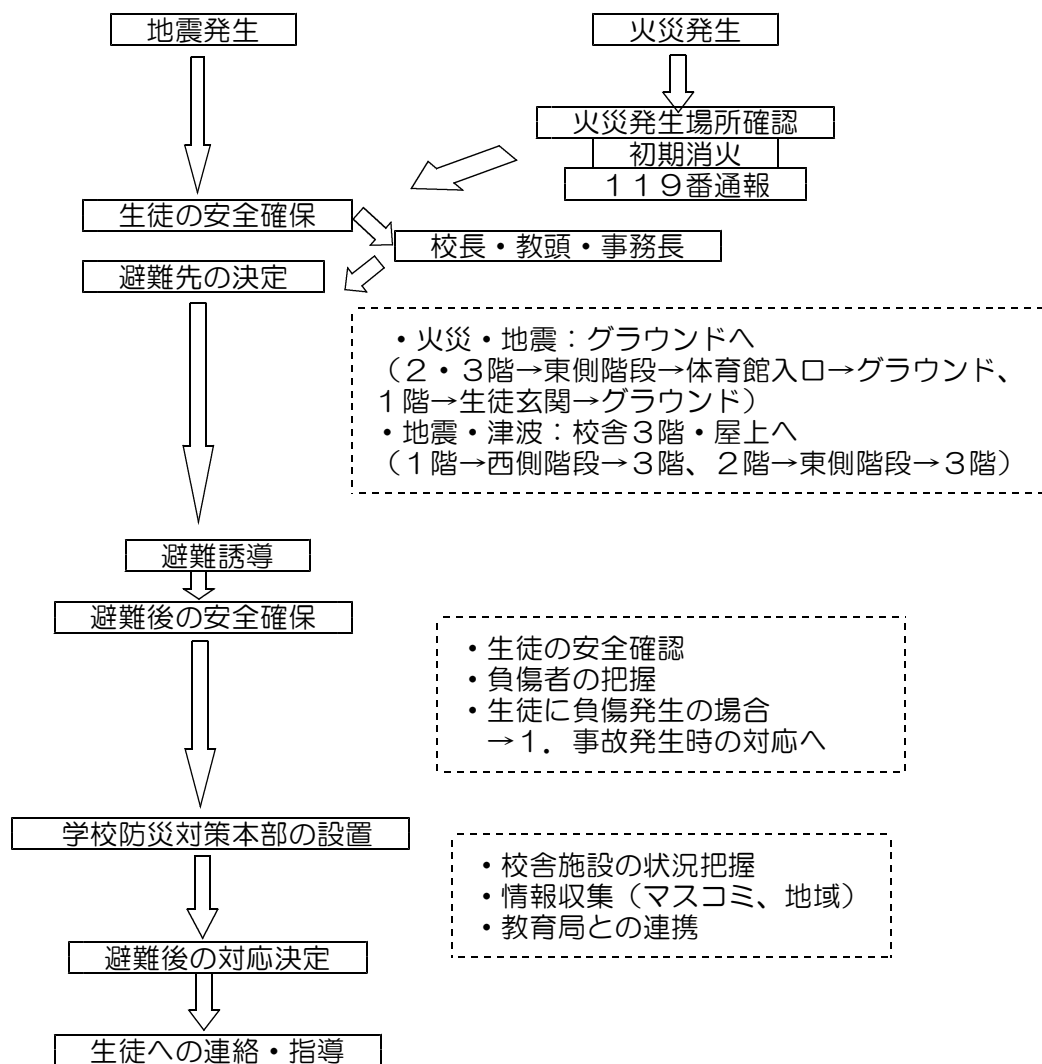
- ・政府による公式発表等を踏まえて生徒の安全確保に係る対応を解除する。

★ 教員の対応

① 在宅時、出勤時においては各自避難行動をとる。

② 生徒の活動中は、適切な避難行動を取り、生徒の安全確保に努める。

4 火災・地震発生時の対応



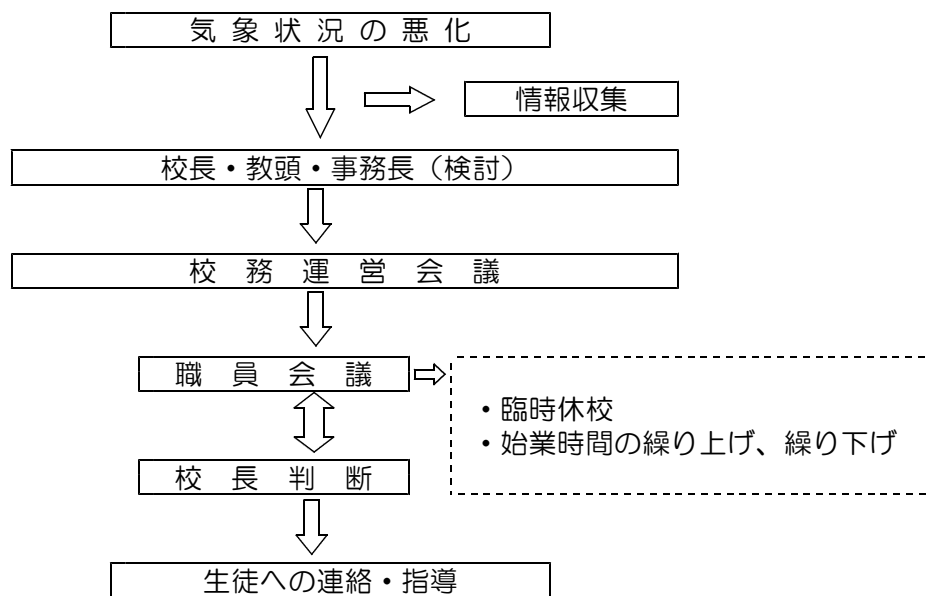
＜ポイント＞

- 1 生徒の安全確保、生命維持最優先
- 2 冷静で的確な判断と指示
- 3 適切な対応と迅速・正確な連絡・通報

★ 教師の対応

- ① 初期行動の指示～大声で短い言葉で明確に
「落ち着いて」「机の下に潜りなさい」「窓から離れなさい」
「先生の話を聞きなさい」
- ② 放送指示のある場合
「静かに放送を聞きなさい」
- ③ 避難誘導の指示
「廊下に並びなさい」「先生についてきなさい」「走らない」「押さない」
- ④ 一番近い避難口を指示する
※ 放送指示のある時は、それに従う

5 雪害・風水害等による対応



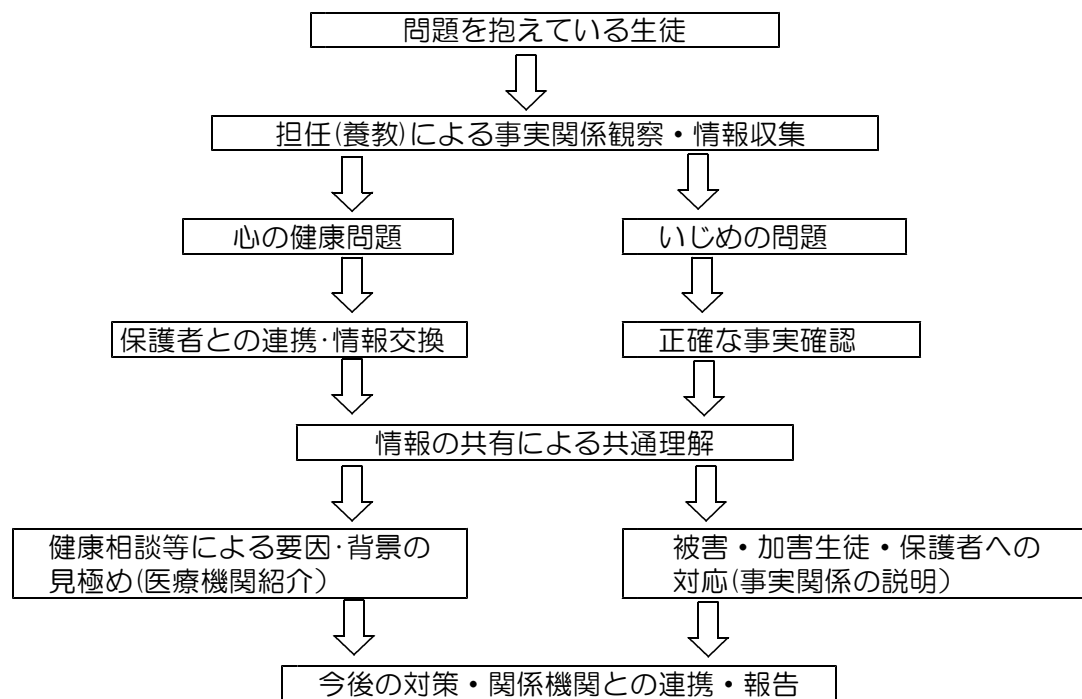
★ 学校の対応

- ① 校下地域の状況把握
- ② 近隣高校の状況把握（地域性を考慮）
- ③ 教育局との連携
- ④ 天候の急変、交通遮断の対応
- ⑤ 教職員への連絡（早朝時）
- ⑥ 教職員への今後の指導
- ⑦ 交通等の状況確認

★ 教師の対応

- ① 生徒の下校指導
- ② 生徒の帰宅確認
- ③ （登校時前）生徒への連絡

6 心の問題・いじめ等の対応



＜ ポイント ＞

1 未然防止対策・早期発見・早期対応

☆ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき

- ・ 所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(いじめ防止対策推進法第23条第6項～いじめに対する措置)

7 熱中症の対応

○発生時の対応のポイント

《状況の把握》

- ①教頭・養護教諭は、環境省「熱中症予防情報サイト」から熱中症警戒アラートの発令を確認する。

《熱中症予防措置の検討》

- ①校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断をする。
- ②部長・主任を招集し、臨時休業措置に係る方向性を提案・共有する。
- ③教職員を招集し、臨時休業措置について連絡する。

○暑さ指数（WBGT）を用いた活動判断

暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度 Wet Bulb Globe Temperature）とは
 人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい
 ①湿度、②日射・輻射などの周辺の熱環境、③気温 の3つを取り入れた指標です。
 （環境省 熱中症予防情報サイトより）

暑さ指数 (WBGT)	気 温	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針	本校の対応
31以上	35℃ 以上	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。	臨時休業措置・下校時間の繰り上げ措置を講じる。
28～31	31～35℃	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。	教育活動における激しい運動は控える。 定期的な水分補給を行う。
25～28	28～31℃	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。

参照：環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>

《関係機関との連携》

- ①臨時休業措置が決定後、教育局・保健所に措置状況の報告を行う。

《保護者への連絡》

- ①臨時休業措置に係る連絡を文書及び一斉メールにて行う。